

EBPM のニーズに対応する経済統計の諸課題に関する研究会

(第5回研究会 議事概要)

【開催日時】

平成28年11月4日(金) 14:00~16:00

【場所】

中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室

【出席者】

三輪芳朗座長、金本良嗣座長代理、赤井厚雄、橋本英樹、渡辺努の各構成員
総務省政策統括官(統計基準担当)室、統計委員会担当室、統計局、経済産業省調査統計グループ、日本銀行調査統計局
事務局等

【議事】

- (1) 行政機関以外の機関が作成する統計について
- (2) 統計作成における行政記録情報等の活用について
- (3) その他

【議事の経過】

- (1) 行政機関以外の機関が作成する統計について

総務省政策統括官(統計基準担当)室、統計委員会担当室及び日本銀行調査統計グループから資料1-1から資料1-3についてそれぞれ説明がなされた後、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

○ 日本銀行は、統計作成主体であると同時に政策運営主体として統計ユーザーでもあるが、両者間のファイアーウォールはどのようになっているのか。

← 月次の公表等については、調査統計局の担当課長の専権事項となっており、役員であっても公表値の事前レクは行わない。このため、仮に政策運営主体として都合が悪いデータがあったとしても事前に口を挟む余地はない。

統計の設計(作成方法の改定等)段階でも、パブリックコメント等により外部の意見を求めるほか、設計の詳細は調査統計局に委ねられており、政策部局と一体となって設計するものではない。役員にも個別事項の詳細までは説明しない。このため、政策運営主体としての恣意性が入り込む余地はないものとなっている。

○ 第2期基本計画には地方公共団体や独立行政法人等の作成する統計に関する記載は特になく、仮に必要が生じて計画に盛り込んだ場合には国の行政機関でないためどう実効性を確保するかが課題となるが、一方で、現状は表立った問題は生じていないとの説明であった。総務省では、国の行政機関以外の公的統計の全体的な状況について、利用状況も含めて把握しているか。計画に位置付けなくとも、全体とし

- て重要な統計についての状況は適切に把握しておくべきではないか。
- ← 行政機関以外の主体に関する法の施行状況についても統計法第 55 条に基づき毎年度把握をしているが、統計の利用状況までは把握していない。
 - EBPM の観点からは、利用状況の把握も重要ではないかと考えるが、従来はそこまで重点が置かれていなかったという理解でよいか。
 - ← しっかり。
 - 日本銀行では、統計作成に当たり、外部データを活用しているとのことであったが、他にもこのような外部データがあれば活用したいと考えるものはあるか。
 - ← 利用できるものがあれば、報告者負担を軽減できてよいと考えるが、必要な企業間のデータについては、利用可能な外部データがなかなか存在していない。
 - 日本銀行も統計法に基づく公的統計の作成主体に位置付けられているが、作成する統計の基本計画における扱い等は他と異なっている。例えば、流通サービス・卸売サービスをデフレートするために必要な情報が収集されていないことについて、重要な情報であり、早期に対応して欲しいという声が高まった場合、日本銀行としてどのような回答がなされるのか。
 - ← 2010 年の改定時に「食料・飲料卸売」「プラスチック卸売」「電子部品・デバイス卸売」の 3 業種について試験的な価格調査を開始しており、2019 年を目途に企業向けサービス価格指数の 2015 年基準改定を実施するが、その過程で、試験調査から本調査に移行するかどうかも含めて検討する予定。このように段階的に取り組んできているが、いつから本調査にできるのか、3 業種以外の卸売サービスはどうするのか、小売サービスはどうするのか等についての回答は現時点では持ち合わせていない。
 - 公的統計は政府全体としての一体性が必要であり、企業物価指数はその重要なもの。現在カバーしていない部分をできるだけ調査してもらいたいとの国民の声が強くなってきた場合、通常の政府機関であれば対応せざるを得ないと考えるが、統計法上の位置付けが異なることを理由に日本銀行は異なる立場を取り得るのか。
 - ← 要望が強ければ対応していこうと考える。現状も対応する方向で検討を進めているが、内容的に難しく、試験調査が必要である。企業側の負担がどの程度になるのか、日本銀行側のリソースがどの程度必要なのかもやってみなければ分からない。統計を充実すべきとの要請が強くなれば、我々も対応していくべきと考えている。ご要望があればそれに対応できるよう全力で取り組んでいく。
 - 米国では卸売物価指数から生産者物価指数に移行しているが、日本銀行では「企業向け」物価指数としてカバレッジを絞っており、生産者物価指数とはなっていないのではないかと。生産者物価指数として生産者価格を調べる必要があるとの国民の声が高まった場合、前向きな対応が期待できると考えてよいか。
 - ← 国内企業物価指数は、英訳で「Producer Price Index」になっており、実際は生産者物価指数と同一のものを調査している。100 パーセントではないが、90 パーセントは生産者の出荷段階の価格を調査し、中間財、資本財、消費財それぞれにつ

いて生産者段階の価格を公表している。2000年基準で卸売物価指数から移行する際に「生産者物価指数」という名称にしなかった理由として、生産者段階の価格調査では、市場実勢を反映した価格を調査することが難しい事例（例：出荷額が定価となっていて実勢価格が後にリベートで調整されるもの等）が相当程度あり、当時20パーセント程度が卸売段階の価格調査として残っていたことが大きかったが、実態としては、生産者物価指数と同一のものと御理解いただいてよいと考える。

○ マネタリーベース等の日本銀行の業務の中で出てくるものについて、日本銀行が統計の作成主体となるのは、自然な流れであると考えますが、日本銀行が企業物価指数や短観の作成主体となっているのはなぜか。短観については、日本銀行の政策ニーズに端を発して、提供されたサービスであろうと理解できるが、物価調査はどのような経緯で日本銀行が担うことになっているのか。本来的には政府が自ら担うべきものではないのか。日本銀行が行う物価調査が自らの政策ニーズに端を発したものであるならば、当該ニーズと相反する外部からの改善要望については、日本銀行として反映できないという主張をし得るのではないか。

← 短観は、御指摘のとおり、景気の動向を把握するため支店のネットワークを活用して調査しているもの。各物価指数については、日本銀行創設当時に世の中に物価統計がなかったことから、自ら卸売物価指数を作り始めた歴史的経緯があり、金融政策を行う上でも物価変動を景気判断のための重要な情報と捉えてきたことによるものと考えます。金融政策上の必要性という側面とGDPデフレーターへの活用に資するという社会的な貢献の側面を併せ持っているものと考えます。

○ 金融政策上の必要性という側面から必要な調査と、GDPデフレーターへの活用に資するために必要な調査とで、方向が相反する場合がありますが、現実的にそのような事態は発生しているか。

← 全ての価格が生産者段階の価格になっていない点はその一つの例ではないか。日本銀行としては、金融政策上の必要性から市場実勢を反映した物価指数の作成を目的として、一部に一次卸の価格を代用することとしたもの。これについて内閣府から何らご意見を頂いたことはないが、判断に迷うところがあったのは事実である。

○ 統計法上の「独立行政法人等」に当たらない公的機関が新しく出来て何らかのデータを業務上収集している場合に、当該機関を統計法の対象法人にするかどうかの議論はどのようになされるのか。また、統計調査を行っているわけではなく、業務上必要なデータを収集しているだけであるという場合、統計法との関係はどのようになるのか。

← 統計法では、第2条第2項で統計法の対象となる「独立行政法人等」を定め、そのうち、例えば、国の行政機関が行うものに匹敵するような大規模な統計調査であって、公的な規律の対象とすることが必要となれば、法第25条に基づき政令で定めることにより、届出統計調査の対象法人に追加することができるとしている。また、このような法人であっても、業務統計等の場合には届出等の対象にはならないが、公的統計の対象とはなり得るものであり、必要があれば基本計画の枠組みの中で規

律していくことになるのではないかと考える。

- 公的性格を有する機関には、統計として集計すれば国民にとって有益となるデータを収集しているものが潜在的に存在しているのではないか。そういった機関が自ら進んで公的統計の対象にしてほしいというインセンティブはないのではないか。

(2) 統計作成における行政記録情報等の活用について

総務省政策統括官（統計基準担当）室、統計委員会担当室及び統計局から資料 2-1、資料 2-2 についてそれぞれ説明がなされた後、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- サービス分野においては、新たに事業を開始した事業所を捕捉することが難しいが、税務情報について、所得金額データの利用は難しいとしても、名簿の補充として税務情報を利用する余地はないのか。
- ← 第 1 期基本計画の作成時に御指摘の点も含めて検討したが、個別の税務データについては、名称、所在地等も含めて提供できないとの結論になった。これを踏まえ、平成 26 年にオーダーメイド集計値による税務データの活用可能性を検討したものである。
- ← 税務データの提供には課題があると聞いている。法人番号が使えるようになったので、今後、企業等の移転、合併等を把握するためのトリガー情報として活用し、母集団情報整備の質の充実を図っていきたいと考えている。
- 法人番号は、迅速に実態が反映されるものなのか。
- ← 法人登記簿のデータを基にして付番されるものであるため、番号が付されることで利便性が高まるが、税務データと同質の情報が得られるものではない。
- 名簿情報として考えれば、税務データは良質な代替物となり得るのではないか。
- ← 税務データを頂けたとして、これを活用するためには、中身を照会して確認するなど作業を行う必要がある。すぐに利用できるデータを頂けるのであれば、それはありがたいことと考える。
- 税務データについて、諸外国でも全面的に利用されている国はないが、米国やカナダなど部分的に利用している国はあるようである。部分的な活用の余地については今後も検討の余地があるのではないか。
- ← 十分な成果を上げられていないところであるが、米国のビジネスレジスター等の諸外国の動向については、関係府省とも連携して情報収集を行っている。今後も各種情報を深掘して情報共有していくことが重要と考えている。なお、米国ではビジネスレジスターを整備するのに 20 から 30 年かけているとの話も聞いている。
- 米国を例に、税務データを活用するための大規模なシステムを構築することの費用対効果を検討することも可能だと考えられる。検討が更に深められていくことを期待したい。
- 所管統計を作成する際に、他府省のデータも含めて行政記録情報を活用したいというニーズはあるか。

- ← 所管の統計ではないが、医療や教育のデータについて、異なる統計のデータをリンクさせて利用することが難しいという話があることは承知している。
- ← 現時点で具体のニーズはないと承知している。なお、国勢調査の実施に当たり、住民基本台帳のデータを活用している。
- 住民基本台帳については、年々回収率が低下している統計のバイアス測定を行う上で、貴重な府省間の共通データソースになりつつのではないか。
- ← 今後、マイナンバー制度の進展により、住民基本台帳の整備も充実するものと考えている。法人番号も含め、様々な形で利用されることによりデータ登記の有用性が高まると考えており、データをいかに利用していくかという検討が進むのではないかと考えている。

(3) その他

総務省統計局から資料3及び第3回研究会の議論を踏まえたGPIの作成方法の公表について説明がなされた後、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- 現在公表されている消費者物価指数の解説に、実務者向けの内容を付加して、より実務的かつ詳細な作成方法を公表する旨の方針が示されたことを歓迎したい。実務者向けの内容には、現在は公表されていない保合の処理の仕方など、積極的に公表していくべき内容が含まれているので、公表に向けた取組を進めていただきたい。

(以上)

(文責：行政改革推進本部事務局 速報のため事後修正の可能性あり)